

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める部分)

### 第一 定義の追加

この法律において「算定割当量」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)(第三条7に規定する割当量、京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量、京都議定書第六条1に規定する排出削減単位、京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量等)、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいうものとする。 (第一条第六項関係)

### 第二 国の責務の追加

国の責務に、京都議定書第六条1に規定する排出削減単位及び京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずることを加えること。 (第三条第四項関係)

### 第三 京都議定書目標達成計画において定める事項の追加

京都議定書目標達成計画に、第二の措置に関する基本的事項について定めることを加えること。

(第八条第二項関係)

#### 第四 割当量口座簿等

一 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条4に基づき決定された割当量の計算方法に関する国際的な決定(以下「国際的な決定」という。)に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転(以下「算定割当量の管理」という。)を行うための口座(以下「管理口座」という。)を開設するものとする。

(第二十九条関係)

二 算定割当量の帰属は、割当量口座簿の記録により定まるものとする。

(第三十条関係)

三 割当量口座簿は、国の管理口座並びに国内に本店又は主たる事務所を有する法人(以下「内国法人」という。)の管理口座に区分するものとし、内国法人の管理口座は、当該管理口座の名義人(当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。)ごとに区分するものとする。

(第三十一条関係)

四 算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならないものとし、環境大臣及び経済産業大臣は、管理口座の開設の申請があつた場合には、申

請書等に虚偽の記載があるときを除き、管理口座を開設し、算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならないものとする。

(第三十二条関係)

五 口座名義人は、管理口座に関する特定の事項に変更があつたときは、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならないものとし、環境大臣及び経済産業大臣は、変更の届出があつた場合には、当該記録を変更するものとする。

(第三十三条関係)

六 算定割当量の取得及び移転(以下「振替」という。)は、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとし、振替の申請があつた場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、当該申請をする口座名義人(以下「申請人」という。)の管理口座の当該算定割当量についての減少の記録又は振替先口座の当該算定割当量についての増加の記録の措置をとらなければならないものとする。ただし、申請人から京都議定書の他の締約国(以下「他の締約国」という。)に存在する口座への振替の申請があつた場合には、当該他の締約国及び気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局(以下「事務局」という。)に対し当該振替に係る通知を発し、当該他の締約国及び事務局から当該振替の完了の通知を受けた後に、当該申請人の管理口座の当該算定割当

量についての減少の記録を行うものとともに、他の締約国又は事務局から割当量口座簿における特定の口座への特定の算定割当量の振替を行う旨の通知があった場合には、当該口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

(第三十四条関係)

七 算定割当量の譲渡は、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じないものとする。ただし、他の締約国に存在する口座への算定割当量の振替に関しては、当該他の締約国及び事務局からの当該振替の完了の通知を受けたことをもって、増加の記録を受けたものとみなすものとする。

(第三十五条関係)

八 算定割当量は、質権の目的とすることができないものとする。

(第三十六条関係)

九 算定割当量については、信託は、当該信託の受託者がその管理口座においてその旨の記録を受けなければ、第三者に対抗することができないものとする。

(第三十七条関係)

十 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

十一

(第三十八条関係)

十一 六の振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、国又は

当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該算定割当量を取得するものとする。

(第三十九条関係)

十二 管理口座の開設の申請、振替の申請等に係る手数料に関する規定を設けること。(第四十四条関係)

## 第五 罰則

管理口座の開設の申請、管理口座に係る記録事項の変更の届出等に係る罰則に関する規定を設けること。

(第四十八条関係)

## 第六 附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一から第三までの規定は、この法律の公布の日から施行すること。